

# 休日部活動 生徒・保護者向け説明会

地域で作り上げる新しい休日部活動の形

# 令和5年度から7年度の検討内容 ①

## ▶ 令和5年度

○中学校で行われている休日の部活動を、地域の皆さんが指導していく方法の検討が始まる。

## ▶ 令和6年度

○柔道とソフトテニスの休日の部活で、指導者が学校の顧問の指導から地域の指導者の指導や運営で行うことが可能かモデル事業が始まる。

## ▶ 令和7年度

○女子バスケットボール部がモデル事業として活動を始める。

# 令和5年度から7年度の検討内容 ②

## ▶ 課題

- 指導はできても、保護者や生徒への連絡や出欠の管理等は誰がやるのか
- 平日の部活動との連携はどのように行うのか
- 地域の指導者では負担が大きい
- メンバーが変わった時の継続性が心配



管理の面での課題が大きいことがわかった

# 検討結果

○モデル事業の実施から課題を検討し、市の方向性として指導者と管理運営を一括し実績のある事業者に委託することとした。

○事業者の選定には、価格を比較する入札ではなく、指導方針や方法、事業者の事業継続規模などを総合的に判断し選定するプロポーザル方式で決定した。

# これまでの休日部活動から変わること①

▶ 指導者や運営主体が変わる

指導者や運営の主体が次のように変わります。

従来

**運営、指導ともに学校現場**

↓

9月から

**運営は受託事業者、指導は受託事業者に所属する競技経験がある指導員**

※平日の部活動は今まで通り学校の部活動として継続されます。

# これまでの休日部活動から変わること②

## ▶ 受益者負担が必要となります

受益者負担とは、休日の部活動に参加するために必要な会費です。事業全体の経費の一部となります。

**受益者負担額      1人   1か月   1,000円**

豊明市では負担を極力軽減するため、国から示されている受益者負担額の目安の中でも安価な設定としました。

それ以外に、従来の学校部活動でご負担いただいていたものは、今後も同等のご負担をお願いいたします。

# 最後に

- ▶ 休日の部活動の運営や指導は、学校、教職員から変わりますが、子どもたちが戸惑わず活動できるように努めます。
- ▶ 豊明市、学校、受託業者が連携し、よりよい部活動を作り上げていきます。
- ▶ 皆様のご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。